

消費者の主体的な消費行動を支援します!

“石川県安全安心な消費生活社会づくり条例”スタート

(平成16年4月1日施行)

START!

背景と目的

近年、消費者を取り巻く環境は、経済社会の情報化やサービス化、国際化、規制緩和の進展によって大きく変化しています。新しい商品やサービスの登場など消費者にとってはメリットがある反面、消費者トラブルも多様化、複雑化し、苦情相談件数が大幅に増加しています。

県では、こうした経済社会の変化に即応した消費者施策を適切に実施していくため、昭和50年に制定した「石川県消費者保護条例」を全面的に見直し、「石川県安全安心な消費生活社会づくり条例」としてスタートさせました。今後は、この条例に基づいて消費者行政を推進していきます。